

○常任理事会規程

昭和36年7月1日

達第355号

改正 昭和41年4月1日達第493号

昭和45年4月1日達第556号

昭和45年9月9日達第569号

常任理事会規程

(設置)

第1条 本会の業務の管理を適正ならしめ、運営の能率向上を図るため本部に常任理事会（以下「理事会」という。）を置く。

(組織)

第2条 理事会は、理事長および理事（非常勤の理事を除く。）をもつて組織する。

(会長の出席)

第3条 会長は、いつでも理事会に出席することができる。

(開催の日)

第4条 理事会は、毎週1回別に定める日に開催する。ただし、必要があるときは臨時に開催することができる。

(会議の招集等)

第5条 理事会の会議は、理事長（理事長に事故があるときは理事長の指名した理事）が招集し、その議長となる。

(理事会の職務)

第6条 理事会は、本会の業務運営に関する重要事項を審議する。

2 理事会は、前項の事項を審議するほか随時担当各部の業務一般につき報告を受けるものとする。

(監事の出席)

第7条 理事会は、必要に応じ、会議に監事（非常勤の監事を除く。）の出席を求めその意見をきくことができる。

(職員の出席)

第8条 理事会は、必要に応じ職員を会議に出席させることができる。

(理事会の庶務)

第9条 理事会の庶務は、総務部庶務課が担当する。

附 則（昭和41年4月1日達第493号）

この改正規程は、昭和41年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年4月1日達第556号）

この改正規程は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則（昭和45年9月9日達第569号）

この改正規程は、昭和45年9月9日から施行する。